



安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号
〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号
TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号
〒818-0072 丸明ビル106号
TEL & FAX092-921-2130



住みなれた街ですつと暮らすために

目次

理事長 巻頭言	2頁	プロジェクト関連	7頁
広場に寄せて	3頁	後見の現場から	8頁
トピックス	4頁	相談・学びのコーナー	9頁
安心サポートネットの文化	6頁	会員・支援者の広場	9頁
		告知板(寄付者紹介、新入会員等)	12頁

高齢者・障害者

安心サポートネット

特定非営利活動法人 福岡県認証16 生文第20号-5

市民後見人による後見の社会化 安心サポートネットの文化の醸成と定着を!

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰



一 当法人が、平成二十一年には、熊本市で「熊本版後見人育成研修」を実施、更に、同二十二年六月には、福岡市で「第三回市民後見人育成研修」を実施した。その後追いをやるかのように、平成二十三年度には、厚生省は市民後見養成事業をスタートさせ、関係法律の改正も行って、全国的に市民後見人の育成とその活用に乗り出した。また、同時期、東大の市民後見プロジェクトでも、毎年市民後見養成講座を開催し、多数の後見人の卵を社会に送り出していた。

他方では、二十三年七月には、東大プロジェクトに

よる「市民後見全国大会」、二十四年三月には、さわやか福祉財団主催の「NPO法人市民後見全国サミット」が華やかに開催され、この時期は、全国的に市民後見が大変盛り上がった時期であった。

二 ところで、この全国大会や全国サミットには、メディアからの取材者が多数参加していた。その中の一人尾崎雄氏（老・病・死を考える会世話人・元日本経済新聞編集委員）が、私の全国サミットでの事例報告やパネラーとしての発言に興味を示して、実施中の「筑紫野市市民後見人養成研修」の見学を希望され、東京から来福、終日熱心に見学された。

そして、三か月後には、「NPOが市民後見人10万人をめざす」、「住民・

市民は「後見の社会化」の担い手になりうるか」という論稿がある雑誌に寄稿され、そのコピーが私に送られてきた。

その論文の筋書きだけを簡単に紹介すると（ただし、当法人の関係部分はゴシツク体に引き直し、原文のまま掲載）、次のとおりである。

「成年後見制度の低調な利用の実態からスタートし、今後増大する後見ニーズを満たせるのは、親族でもなく、専門職でもなく、市民後見人だと論証した上で、厚生省の「市民後見推進事業」の意義・概要に触れた後、次の文章が続く。

「市民後見人を活用する先駆的な取り組みは、既に始まっている。例えば、東京都品川区では平成十四年六月、品川区社協に品川成年後見センターを設置した。市民後見人を養成し、法律や福祉の専門家らが監督・支援する体制を整えており、自治体のモデルケースとして全国から注目されている。」

福岡県では、平成十六年、公証人や企業OBらによる市民グループがNPO高齢者・障害者安心サポートネットを立ち上げ、平成十八年から四回の市民後見育成研修を行ってきた。この三月末には、筑紫野市の委



託で、国の市民後見推進事業として、全国初の市民後見人養成講座を実施した。地域住民と職業後見人、地元自治体、家裁の協働による「地域後見」を目指す。「その主役は市民後見人」（森山理事長）だ。住民の発意に基づく「成年後見の社会化」のモデルの一つとされ、全国

から見学や視察が相次いでいる。」（写真登載 筑紫野市長から終了証を授与される市民 撮影 尾崎雄）。

続いて、成年後見制度が身上保護を軸に、コペルニクスの転回を迫られている実情を説明、市民後見人を指導監督する「市民後見NPO」の必要性を説いている。そして、最後に後見NPOの弱点として事前規制や事後罰則のない性善説によるNPO法に依拠しているから、権利擁護の視点からは、公平性、信頼性、透明性を欠く。その欠陥を是正するため、「市民による市民のためのNPO監視機構」を設けるべきだと提案されている。例えば、NPO後見センターに調査部門を設け、業務内容やガバナンスに関する情報公開を求める仕組みである。

三 尾崎氏が当法人の研修現場をも観察されての提言である以上、謙虚に耳を傾ける必要がある。しかし、そのような監視機構は、現実の問題として直ぐにできるわけではない。それでは、後見NPOの弱点・リスクを

どのようにしてカバーしていくか？ 例えば、当法人のように組織内を分化して、特定の組織が指導監督を担うとか、研修の充実・強化や研修資料の整備等の方策を講じて、システムの解決することも重要であるが、それだけでは十全でない。それには、会員の精神面の強化が必要である。すなわち、安心サポートネットの文化は、次のとおりであるから、その文化の醸成と定着こそが、最も効果的な方策ということになる。

第一 市民後見人としての自己研鑽と鍛錬

第二 支え合いによる共生社会の実現

第三 地域住民のニーズの把握とスピード感による適切な対応

この三つの課題の実現は、すべて後見NPOの弱点である公平性、信頼性の向上に直結するし、第三の課題は、透明性の弱点は正の効果がある。そして、何よりも、最大の弱点であるガバナンスの補強になることである。

四 文化の醸成と定着は、

言うは易く、行うは難しである。従来不適正処理による信用失墜を防止するため、適正処理委員会を設置していたが、これを発展的に解消して、新たに委員会を設け、その委員会が後見研や安心の広場等を利用して、その啓発、周知、指導を行うシステムを構築する方針である。このシステムが十分な成果を上げるよう、皆さんのご協力をお願いしたい。

そして、最後に強調したいのは、第二の課題と後見の社会化の関係である。

後見の社会化とは、後見制度を地域住民ないしは地域社会で担うことであるが、それが最も円滑に行われるのは、支え合いによる共生社会である。その中で、中心的役割を担うのは市民後見人であるから、第二の課題の重要性は明々白々である。そして、「地域包括ケアシステム」も共生社会の上に成立する。この意味で、当法人及び会員が、後見の社会化に大いに貢献するの期待したい。

広場に寄せて

マスコミ報道にみる「成年後見」のいま

安心サポートネット熊本理事

崇城大学名誉教授

井芹 浩文

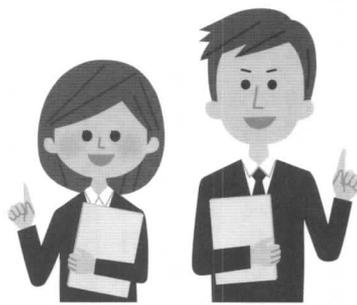


元は通信社の記者だったので、いまも情報収集はもっぱら新聞に頼っている。気になる記事があったらスクラップして、日にち順にA4用の封筒にストックしておく。切り抜くテーマは「成年後見」に限らず、「終活」全般としているので、すぐに封筒がいっぱいになる。この数年分で、もう厚さが三十センチ以上になっている。

最近の終活報道で多いのは「認知症」「介護」「相続」などだ。そうしたなかで「成年後見」関係の記事もかなり頻度で見かけるようになった。最近、注目した成年後見に関する記事を紹介し

て、皆さんの多少の役に立ちたいと思う。

最初は、朝日新聞が二月六日から二十一日まで十回続きで掲載した「教えて！成年後見制度」という特集記事だ。内容は、①認知症・経済的虐待で出番、利用者伸び悩み 促進法も②定期預金が引き出せなくなる？③



費用負担はどれくらい？④相談はどこにするの？⑤なぜ専門職の選任が多いの？⑥地域住民も担い手になれるの？⑦後を絶たない不正どう防ぐ？⑧「かかりつけ弁護士」って何？⑨手術の同意・選任方法… どう改革する？⑩識者に聞く 利用前から意思決定の援助を（中央大法学部教授小賀野晶一さん）というものだ。仕組みの基本的な説明と現

在の傾向や問題点をバランスよく解説している。この記事だけでなく、朝日新聞は他紙以上に成年後見制度に紙面を割いている。

今年になって成年後見制度に関する最高裁判所の方針転換が大きなニュースとなった。一つ目は三月十九日付朝日新聞。最高裁家庭局が十八日、「後見人としては専門職でなく、身近な親族を選任することが望ましい」との考えを、後見制度の利用促進をはかる国の専門家会議の場で示したと報じた。全国の各家庭裁判所には一月に通知済みという。制度発足時には、大部分が「親族後見」だったのが、現在（二〇一八年）は二十三日にまで落ち込んでいるが、この専門職中心の選任が後見制度の利用低迷の原因の一つだと見て方針転換につながったと朝日の記事は指摘している。

もう一つは、三月二日付熊本日日新聞（共同通信の配信）と四月三日付朝日新聞が報じたが、最高裁が各家裁に対して、報酬の算定

方法を改善するよう通知したことだ。熊日によると、現在の目安は財産の保有額がベースで、①基本額が月二万円、②財産一千万円超〜五千万円以下の場合、月三〜四万円、③財産五千万円超の場合、月五〜六万円―だが、新しい仕組みでは、財産目録作成や本人面会など業務の難易度に応じて「標準額」を定め、後見実施後にもチェックして標準額を加算・減算して最終的な報酬額を決める（定額制の実質廃止）というものだ。

最近一年間の切り抜きを整理してみたら、多く報じられていたのは、①相続（遺言、生前贈与、信託）、②認知症、③ターミナルケア（「最期」の看取り、在宅医療）、④介護、⑤葬儀と墓問題―などだ。それ以外にも量的には少ないものの、遺品整理・生前整理・放置遺品、高齢者（独居老人）の住まい探し・ごみ出しなどが取り上げられ、高齢者をめぐる問題がいかに幅広いかが分かる。

最近気づいたのは、週刊誌が相次いで「終活」特集を

組んでいることだ。週刊誌と言えば、かつては若者・中年サラリーマン向けだったが、最近は読者ターゲットを中高年に絞ってきていることへの証左だろう。これに先鞭をつけたのは『週刊現代』だった。たとえば昨年十二月十五日号では、「これで安心してさよなら／

一〇日で出来る あなたの人生『最後の総力戦』と題して、死後の名義変更がとんでも面倒なことや契約解除しないと取られ続ける使用料などがあることを報じた。翌週の十二月二十二日号では、「あなたの人生『最後の総力戦』第二弾と名付けて『銀行と面倒くさいこと』になる前に、いまやっておくべきこと」について書いた。特集第三弾となる十二月二十九日号では、「死んだら必要な書類三十六」を一覧表にして列挙している。実際に死後事務委任契約を実行するときに役立つそうだ。

新聞・テレビという報道メディアは目の前で起きている事件にはすぐ反応するが、徐々に起きている変化

や日常の問題には反応が鈍い。それでも成年後見制度をはじめ終活問題でこれだけ報道量が増してきているのは、見過ごせないほど問題が大きくなっている実態の反映と見ることができると。これからもウォッチを続けたい。

了

トピックス

「糸島市市民後見人養成研修」開催さる!!

カリキュラムの作成及び講師派遣業務を当法人が受託

福岡県下の自治体での市民後見養成事業が尻すぼみになって久しいなか、当法人が拠点づくりを行っていた糸島市では市議会において、二、三年前から市民後見人養成の話が取り上げられ、また市自体も先進自治体等の調査や研究を行ってきた。

当法人も、糸島市において、長年、高齢者・障害者のための無料相談会を開催してきている関係上、市が市

民後見人の養成に乗り出すことには大賛成でした。

糸島市は、昨年、市民後見人養成研修実施に向けて県に予算要求を行い、今年、その予算で市民後見人養成研修を実施することとなり、「糸島市社会福祉協議会」が研修を受託し、当法人は、糸島市社会福祉協議会から本研修のカリキュラムの作成及び講師派遣業務を受託して、側面からの支援を行うこととなりました。

そして、いよいよ、糸島市において初めての市民後見人養成研修が、十一月二日（土）を初回として、令和二年二月二十二日（土）まで、総回数一〇回、延べ総研修時間五〇時間で、成年後見制度の分野での活動に意欲的で、ボランティア活動に情熱のある受講生三十二名を迎え、スタートしました。

この研修は、豊富なカリキュラムと実務に明るい質の高い講師陣によって行われる本格的な研修であり、当法人としては、本研修が円滑に実施され、糸島市民の皆さんにとって素晴らしい研修になるよう、全力を

あげて尽力する次第です。



新元号「令和」ゆかりの地・坂本神社を訪ね

―万葉の風と香りに触れて―
第6回任意後見委任者との親睦会を開催
任意後見研究会
正会員 岩田 末雄

十月十二日、大型台風十九号の接近を心配し、直前まで開催が危惧されていたが、当日は大宰府の天候はどんよりした曇りで風の影響はあったものの、雨の心配もなく予定通りの開催でした。

任意後見委任者と会員の親睦を図る会は平成二十六年から始め、今回で六回目になります。

当法人が平成二十七年に、個人の尊厳と自己決定権の尊重の理念に基づき、「移行型の任意後見」に重点を置いた取組みの結果、任意後見契約の当法人との締結者数は令和元年の現在は七十九人となっています。

そのおかげで、今回の参加者は総勢四十九人、委任者の参加は二十九人と過去五回を上回り、盛況な会となりました。

令和元年の今回は、新元号「令和」のゆかりの地である大宰府・坂本神社です。

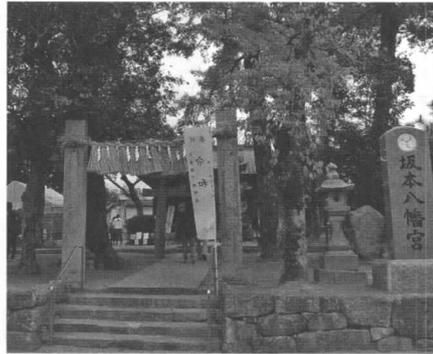
「令和」の典拠は、日本最古の歌集「万葉集」に収められた「梅花の歌三十二首序文」にある「初春の令月にして 気淑く風和ぎ・・・」

の文言を引用したもので、その歌が詠まれた宴は往時の大伴旅人の邸宅で、その場所が大宰府政庁跡の西北に鎮座する坂本神社といわれています（いくつかの説あり）。

参加者は、集会所から

揃って坂本神社に向かい、神社を目の当たりにして、感激もひとしおでした。それから、各自が三々五々、坂本神社に参拝して、令和における幸せや健康など、思いの願いを込めて拝礼していました。

その後は、ボランティア解説員の案内で、「梅花の宴」や坂本神社の説明に「ウンウン」とうなずきながら熱心に聞き入っておられました。



そのあとは、政庁跡東側に隣接する大宰府展示館に移動し、七三〇年正月に大宰府大伴旅人の邸で梅花を題とする雅な歌宴が開かれた模様を博多人形で再現したジオラマ、当時の高級官人の食事の復元、大宰府政

庁復元模型などに触れ古代にタイムスリップした体験に感激していました。

筑紫野市に住む参加者からは、「政庁跡はいつも通りながら見慣れたところですが説明を聞きながらの見学は分かりやすく勉強になりました。」と感心しきりの表情で語ってくれました。

昼食は大宰府天満宮内の茶屋でした。森山理事長は食事会の冒頭「一年ぶりですが、皆さんのお元気なお姿に接し嬉しく思います。当法人は法人後見を通じて高齢者、障害者の安心した生活を支援してきて、今年で十五年を迎えます。今後とも地域に根差し、皆さんに寄り添った取り組みを進めていきます」と力強く挨拶されました。

食事をしながら委任者同士の会話も弾み、予定した時間もアツという間に過ぎましたが、委任者の皆さんには今回も大変好評で、次回も是非企画して欲しいとの要望が大勢で、次回の再会を約束して散会となりました。



第8回福岡熊本合同懇親会に参加して

（柳川・川下り、北原白秋 生家見学、立花藩・御花）

歩こう会・企画チーム

正会員 石橋 博

令和時代最初の第八回福岡・熊本合同懇親会を福岡の「歩こう会」が担当しました。

晴れた十一月二日、土曜日、朝十時、西鉄大牟田線・柳川駅前集合した福岡の森山理事長以下二十名と熊本の本の猿渡理事長以下十二

名、合計三十二名で記念すべき令和最初の合同懇親会がスタートしました。

最初は、有名などんこ舟に乗っての川下りです。水郷柳川は、無数に張り巡らされた掘割りの持つ独特な風情があり、船頭の解説や唄う歌とともに、川下りの楽しさを存分に味わいました。

次は、北原白秋記念館の見学です、白秋の詩・童謡・短歌・校歌・応援歌等の作品の多さを見る時、白秋の感性とポキャブラリーの豊かさに驚くと同時に、その文学的才能は、実家の造り酒屋と柳川の風土で育ち、日本近代文学に偉大な足跡を残しました。水郷と白秋の関係は、「水郷柳川こそは、我が生まれの里である。この水の柳川こそは、我が詩歌の母体である。この水の構図、この地相にして、はじめて我が体は生じ、我が風はなつた・・・」

この詩歌の一節が如実に物語っています。最後は、立花藩旧邸「御花」です。

福岡と熊本の会員三十二

名が一同に会しての食事会。今回で八回目、お互いに顔なじみの会員も出来て会話も弾み、食事も美味しく食べ、締めは、安心サポートネットのテーマ曲である「三三五歩のマーチ」を全員で歌いました。

歌い終わって、立花藩の邸宅であった御花の池と松の美しいコントラストの庭園を見ながら散策し、熊本会員の皆さんとは名残を惜しみながら、散会となりました。

今回の福岡・熊本合同懇親会の開催に当たり、森山理事長のご指導と多くの会員の皆さんのご協力により無事終了できたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。



安心サポート ネットの文化

出前講座を行って

筑紫野市成年後見制度研究会

事務局 中嶋 幸子

生地 篤

去る十月十一日(金)、筑紫野市生涯学習センター第五学習室にて、筑紫野市成年後見研究会として出前講座を行った。筑紫野市の地域包括支援センターは、四か所の介護事業所に委託されており、その支援

センターの職員が集まって研究会を作っている。その代表者(ちくしの荘講師 朋子さん)から筑紫野市成年後見制度研究会に対して「任意後見移行型をもっと詳しく知りたいので、出前講座を計画して欲しい」という話が持ち上がった。そこで、当方の研究会事務局と代表者とで検討し、準備を行った。説明会場は、地域包括支援センターの職員の方々や介護事業所の職員の方々五十人ほどではばいっばいになった。

まずはじめに、パワーポイントを使って「任意後見移行型」の説明を行った。特に、移行型を構成する後見委任契約と任意後見契約について、身上保護重視の視点から説明し、続いて質疑応答では、前もってアンケートで集めた聴講者の質問に答える形で進められた。講師さんの司会で、事務局が質疑応答に対応した。質疑応答では、後見制度を利用する際の費用面と施設入所の際の身元保証についてだった。

「任意後見移行型」の説

明は、熱心に聞いてくれたし、質疑応答も活発だったので、関心の高さが窺えた。また、その後のアンケートでも回答者全員が「参考になった」(約七十%)や「まあまあ参考になった」(約三十%)と答えてくれた。ただ、「任意後見移行型」について十分メリットを伝えられたか否か、今後更に改善して、他の地域でも出前講座ができるよう他の拠点づくりのグループとも話しあっていたい。

障がい者支援で 感じること

障害者後見研究会
正会員 中島 信男

私は、当法人の障がい者研究会に所属しています。そんな関係で知的障がい者の職務担当者として十一年が過ぎました。そこで、知的障がい者の支援で感じることに書いて書きたいと思います。

現代は、IT技術、交通、情報通信網等の発達に伴

い便利な世の中になった反面、ストレス社会でもあります。日々のニュースを見ても分る通り世の中には、だます者、騙される者、嘘とほんと、勝つ者と負ける者、善と悪等が渦巻き、社会には様々の歪みが生じ心身とも疲れる時があります。皆さんも経験された事があると思います。

ところが、私どもが支援する知的障がい者の世界には、これと全く異なる別の世界があることを知りました。その事を一言でいうと「支援する人の心が洗われる世界」です。もう少し具体的に言うと、知的障がいの方を支援(面接、面談等)している時は、支援する人の心も真っ白になって心安らく時間を送ることが出来るのです。

私達は、毎日けん騒した生活を送っていますが、支援している時は、ここは安らぎ、無心の時間になれるのです。

勿論、最初からそんな風に感じた訳ではありません。最初の内は、どのような態度で支援すればいいのだろうか。どう言ったら

分かつてもらえらるだろう。か。どうすれば思う通りに行くのだろうか等と考えて支援していった様に思います。それでも特に失敗を感じたことはありませんでした。

ところが、経験や研究会を重ねるに従い、支援の方

NPO法人安心サポートネットの文化

- 第1 市民後見人としての自己研鑽・鍛錬
- 第2 支え合いによる共生社会の実現
- 第3 ニーズの把握とスピード感による適切な対応

法も変わっていった様に思います。簡単に言うると、知的障がい者の方を支援する時は純真な心で接すること。俗っぽい言葉で言うと邪心を捨てて支援するということでした。

経験を積むに従って、そんな気持ちで支援する事が出来るようになりました。

彼らの心は、いつも純真

で悪意や邪心など全くないのです。その事に気が付くといつの間にか私の心が感化されるのでした。

この事は、こちらが学んだというより障がい者の方から教えられたというのが本当かもしれません。

この事をもっと具体的に知りたい方は障がい者研究会に入って一緒に勉強しましょう。お待ちしています。

障がい者支援には時間も労力もかかるし、疲労も感じます。しかしその反面、こころ癒され安らぎの時間を得ることが出来るのです。

その他、当法人に入会していろいろの事を学ばせていただきました。特に高齢者の終活期における生き方を学んだのは、私の財産になっています。

最後に、私がこれまで続けることが出来たのは、森山理事長の会員への熱い情熱と指導それに関係者の皆様の支援があったからだと感じています。

これからも当法人の益々の発展を祈念いたします。

プロジェクト 関連

任意後見研究会に 参加して思うこと

正会員 山下 惇

早いもので、第四期生として市民後見人養成講座を修了して早くも三年が経過しました。その後、各種のフォローアップ研修に参加しています。

フォロアアップ研究会の一つである任意後見研究会に参加して学びながら感じることは、任意後見移行型が高齢者・障害者にとって本場に有益な素晴らしいシステムであるということだと思います。その理由は、この制度は、法定後見に謳われていない理念即ち自己決定権尊重のシステム、具体的に言えば、本人の人生観、価値観や幸福感を損なうことなく、その意思を尊重し、かつ本人が持つている残存能力を十分に活用できるシステムになっているからです。成年後見制度の普及を目的

にして、平成二十八年に施行された成年後見制度利用促進法にも、「成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう・(中略)・安心して利用されるために必要な制度の整備その他必要な措置を講ずること」と、同法第二章第一条五号の基本方針では定められています。

安心サポートネットは任意後見の諸形態の中でも任意後見移行型に基軸を置いています。この移行型を選択すれば、任意後見契約締結時に、本人が希望する見守り、財産管理、身上保護や死後事務、更には認知予防と治療、延命措置不要の条文も入れることが出来ます。任意後見移行型はまさに、理事長の言われる「転ばぬ先の杖」であり、老後の安心設計と言えると思います。研究会に参加して、安心サポートネットが全国の先陣を切った、この制度に基軸を移したことは、成年後見制度を利用しようとする方々のニーズに沿ったもの

と感銘しております。

二〇〇〇年に介護保険制度と同時に創設された成年後見制度が二十年近く経過した今、介護保険制度に比べて成年後見制度は未だ一般的には、人々の理解が行き届いてなく、そういう制度の存在すらも知られていないことを感じます。二〇二五年、日本は国民の三分の一が六十五才以上の高齢



者となり、その時高齢者の五人に一人が認知症になるという厚労省の推計もあり、認知症高齢者対策が急務になっていきます。その対策の大きな柱として前記の成年後見制度利用促進法が施行されました。成年後見制度を促進するためには、制度そのものについての抜本的な啓発・宣伝が喫緊の

課題だと思えます。

安心サポートネットに關していえば、啓発・宣伝に努力されていますが、まだまだ当法人に關してもその存在を知っている人は極めて少ないと思えます。現在、理事長を中心とした本部スタッフの方々のご努力で当法人の活動拠点の広がりは筑紫出張所と熊本出張所の設置をはじめ、関連法人として数年前にはNPO法人地域生活・死後事務安心サポートネットが創設され、現在では糸島地区、宗像地区、春日地区、久留米地区など活動拠点が広がり、着実に前進しています。

特に安心サポートネットが重点的に注力している任意後見移行型についての啓蒙をはかるべく、より強力な啓発・宣伝活動に特に重点を置くべきと考えます。私が「高齢者・障害者の無料相談会(東区)」を告知するパンフレットの掲示を、多くの人が集い、通る東区の十か所程度の拠点でお願いしている拙い体験でも、掲示をお願いする先の方々は成年後見制度については殆どご存じないように

見受けられました。先輩、友人に成年後見制度について尋ねてみても、その名称は聞いたことがあるが、その内容は詳しくは知らない、そして制度の分野である任意後見については、私が接触した殆どの人が、初めて聴くというのが現状です。

先日、当法人の職務担当者に任命されている先輩会員の方に誘われて、以前から希望していた任意後見移行型の契約を締結している委任者の見守り訪問に同行させていただきました。当日は、ケアマネージャーや施設の担当者も同席しての見守りの実施と、介護予防サービスの支援計画作成のためのヒアリングが中心でした。短時間の同行訪問でしたが、本人の意思を最大限に尊重したチームメンバーの方々の対応に任意後見の核心の一端を垣間見たような感動を覚えました。先輩会員に同行しての後見の種々の現場体験は職務担当者志望の新会員には非常に参考になると思えます。人材育成の体系に組織的に組み入れる検討も必要では

ないでしょうか。

任意後見移行型を業務の基軸に設定して、この面では、全国のトップランナーとして未開拓分野を走り続ける当法人の会員の一人として、誇りを持ってこのシステムの広がりに少しでも貢献できるように微力ですが、自分なりに努力する所存です。

以上

後見の現場から

後見終了の場口の財産引継ぎ

― 相続分の譲渡手続を利用して ―

正会員 祐野 博

被後見人の死亡により後見が終了した場合、後見人は相続人に対して後見人が管理していた一切の財産を引き継ぐ必要が出てきます。財産の引継ぎを終え、最終的に家庭裁判所に対し後見事務終了報告をして初めて後見の任務が終了となるわけです。そ

して、被後見人が死亡したから、まずは相続人を確定し、財産引継ぎのため、連絡を取り合うことです。本稿で紹介する事案は、戸籍謄本等の調査により相続人は一名だけ存命と判断できるが、その相続人はタイ国に移住後、消息が不明である。「その相続人と連絡を取り、引継ぎについての意向を確認して欲しい。家庭裁判所は財産引継ぎが終了するまで毎月引継ぎの確認をすると言っている。」という後見人からの依頼でした。

次は、その対応と経過です。

- ① 先ず、タイ王国の福岡領事館へ電話し、相続人の所在調査ができないか問い合わせたが、領事館は日本にいるタイ国人の支援が目的であり、所在調査はできないとのこと。
- ② 外務省に問い合わせると、外務省が実施する「所在調査」は、海外に在留している可能性が高く、長期にわたってその所在確認のない日本人の住所・連絡先等を在外公館が保

有する資料を基に調べる制度である。ただし、成年後見人の依頼では無理で、「三親等内の親族」や裁判所等からの依頼しか対応しないとのこと。

③ この段階で、幸いにも、依頼者から遠縁の人経由でタイ国在住の相続人の情報が入手できたと連絡を受けた。

サポートネット基金を充実しよう!

本基金は、困窮して障害者後見や任意後見の利用が困難な人達を支援することを目的としています。是非とも、基金への拠出を勧誘しましょう。

④ その情報をもとにタイ国在住の相続人と連絡がとれ、引継ぎの意向を打診したところ「相続を放棄する」との返事。そうすると、放棄には条件があるので、条件さえ満たせば、放棄の効力が生じ、次順位相続人となる

が、いないので国庫帰属となる。また逆に放棄の効力が生じなければ相続したことになる。どちらの結論になっても、困った事態である。しかし、依頼者は後見人として長年苦労したわけだから、何とか知恵を絞れば良い結論が得られるのではないかと思索した。その結果、相続分譲渡の手法を助言することとした。依頼者と相続人双方にこの手法を提案したところ、「相続分の全部はお世話になった後見人に譲渡したい。」という意向も確認し、「相続分譲渡契約」を取り交わすことができた。その譲渡証書を家庭裁判所に提出するとOKとの回答、その結果、依頼者が財産を取得することになった。

本案件は依頼者に想定外の福をもたらして解決されたので、依頼者にも大変喜んでいただき、当法人としても良い社会貢献ができたと思培しました。

相談・学びのコーナー

任意後見受任者も死亡届出資格となる

(総務部 樋口)

質問 今回、戸籍法の改正により、任意後見受任者も死亡届出ができるようになったと聞いています。具体的に教えてください。

回答

一 今回の戸籍法の一部改正により、任意後見受任者(家庭裁判所による任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者)について、死亡届出資格が与えられることとなりました(改正戸籍法第八七条第二項)。その結果、任意後見受任者であれば、委任者本人が死亡した場合、他の届出資格者と同様、死亡届出を市区町村長に届け出ることができま

す。「任意後見人」については、既に平成十九年の戸籍法の一部改正により、戸籍法第

八七条第二項にいう届出資格者とされていますが、任意後見契約を締結しているものの任意後見監督人が選任される前に本人が死亡したため任意後見受任者の資格にとどまる者は、法第八七条第二項に定められている届出資格者に当たらないとされています。

しかし、任意後見受任者であっても、本人の身上について見守りをしている例が多く、そうでなくても、本人の判断能力の有無については絶えず注意を払う義務がありますので、生死の状況を知ることができる「密接な関係を有する者」であることに変わりはありません。そして、現行法上、死亡の届出は、迅速、的確な報告を求められており、死亡届出の際の届出資格の審査においても、任意後見受任者であれば、登記事項証明書等によって届出資格を確認することが可能であること等から、今回の改正で、任意後見受任者も届出資格者として拡大されたものと思えます。

なお、市区町村への死亡

届出の際には、任意後見受任者である資格を明らかにするため、登記事項証明書等の添付が必要となります。

二 当法人の場合、大部分が任意後見移行型で、後見型委任契約の効力が発生している場合でも「任意後見受任者」の地位にありますので、念のためご留意ください。

公布日 令和元年五月三十一日 施行期日 公布から一年以内

(参考) 法務省民事局民事第一課資料「中間試案の補足説明」



会員・支援者の広場

パーキンソン病患者と後見支援(続き)

NPO 帽子おじさん

一(前号のあらすじ)

筋肉の固縮で手足が動かないパーキンソン病の本人(六十四歳)は、車椅子生活で、殆ど言葉が出ず、長い時間をかけて、一、二文字書くのがやっと。妻や二人の子供にも見放され断絶状態。部屋ではいつも転倒するので、介護支援者達も逃げ腰になり、ケアマネが当法人に救済を求めた事案。そこで、当法人は法定後見による支援を判断、別居の妻に同意を求めたが、猛反対に会い、四苦八苦してやっと納得させた。

二(公正証書遺言)

妻に対する説得の様子を見ていた本人は、急に何かを訴える様子、それが遺言だと判るまで時間がかかった。家裁への申立てを先行

させて、万一「判断能力なし」と審判されると、遺言はできないので、根気よく誘



導質問を繰り返して、長時間かけて一文字ずつ書いてもらい、やっと遺言の全貌がはつきりした。「妻にはやらない。子供二人にやる。」という内容だった。最も家族の支えが必要なパーキンソン病なのに、妻は介護を放棄し、マンション住まい、その冷酷さへの復讐だと思った。公証人も意思確認に大変苦労した旨の後日談があった。

三 (診断書取得)

問題は、申立書に添付する診断書の取得である。最初は簡単に取得できると思っ、ケアマネに同行し

てもらったが、一か月経っても作成されないで、催促すると、意思疎通ができないので、診断不能という回答だった。急いで別の病院に依頼したが、同様の返事である。止むを得ず、三日の病院にお願いした。本件は何回か通院しなければ無理とそっけない。このような返事は予想外で大変驚いた。結局は本人のように判断能力はあるが、意思疎通ができない者は、高度の専門家でないと駄目だと思

い、九州大病院まで出ていて、やっと「補助」該当の診断書を取得できた。

四(施設入所)

更に問題は、施設入所だった。本人を同行して七つの施設見学を行った。個室での本人のベッドと便所や洗面所間の移動は、天井に固定した「吊り下げ棒」を掴まえてしかできなかった。そこで、入所条件として十数本の吊り下げ棒の設置が必要だった。この工事が施設から嫌われて、気に入った施設が見つかったも断られた。一回だけの施設見学でも、準備から面談ま

で大変だっただけに、七回目で工事実施施設が見つかった、その嬉しさは格別だった。

本人は入所後、当法人の職務担当の身上保護重視の支援を受けて、発語はできないものの、活気のある生活を取り戻したように見えた。食担当者の寄り添いのもとで周囲には、本人から逃げ出そうとする者もいなくなつて安心した生活を送っている。

人生只今真最中

正会員 岩木 大治

くご縁ありて今日在り・発心ありて今日在り・継続在りて今日成るゝ

平成十六年一月七日、森山理事長より、高齢者・障がい者安心サポートネット設立前研修会へのお誘いを受けました。二十五年継続中の三年日誌には「勉強してみない?参加しない?」「貴重なお誘いを賜り有難うございます。新たな世界を想像し緊張感を覚えま

す」と記載が。平成から令和へと歳月は流れ、少子高齢化は進み社会的諸問題が顕在しています。

NPO設立以降、理事長の「市民後見人」実現への高い志、理念、情熱、旺盛なリーダーシップにより、会の体制は着実に充実強化されました。各種研修会開催や活発な質疑応答、具体的な行動実践は、まさに「人生一〇〇年時代」先取りの様相です。

事務所の雰囲気を見れ



ば、「組織は人なり」そのものを呈しています。小生は宅地建物取引士として、案件の価格査定及び不動産売買の仲介業務を担っており、取引上の諸課題は随時報告し、理事長よりの確かな指示・アドバイスを受け、進めています。最終、ゴール時の喜びと共に関係者との出会いや人生模様に接する

貴重な体験の連続です。

一方、個人としてもNPOへの参加と同時期に、新たな道と出会いました。聖護寺(故郷熊本県菊池市山中の曹洞宗寺院)での座禅です。毎月第二日曜日は、高速道を飛ばして二時間。九時から十五時まで、座禅・読経・写経・作務を行い、帰路はご先祖の菩提寺参詣と菊池温泉で癒やされ、「故郷山河に抱かれて」の無上の喜びを噛み締める贅沢な一日です。

「朝な夕なにひとみな身のほどほどにする術の仏の深き御恵みに報い奉るぞ楽しけれ」

今後も、NPO会員として宅建業を通じて社会との繋がりを保ち、娑婆世界を楽しむと同時に聖護寺上山による精神界を遊行し、本来の自分の姿を知る旅を続けます。

それと同時に今後とも安心サポートネットの皆さんが高齢者障害者の人達のために全力を傾注する姿の中にも自分の姿を見つめることをしたいと思えます。

生活支援

わくわくサポートの会

「わくわくサポートの会」
で第2回イベント開催

正会員 進藤 ひとみ

NPO法人地域生活・死
後事務安心サポートネット
では、現在の超高齢社会の
社会環境の変化に於いて、
福祉の理念である個人の尊
厳と自立の支援を実現する
ために、多くの高齢者等に
対して必要な日常生活サ
ービスをタイムリーに提供す
ることを目指しています。
その活動の中で、高齢者の
方々から会員を募集して、
「わくわくサポートの会」を
平成三十年八月に立ち上げ
ました。サポート会員の皆
様方に交流の場を提供し、
その中でお互いが広くつな
がりや絆を深め、人生の
ゴールまで生き生きと安心
して過ごせるように、各自
のニーズに合った支援をす
ることを目的に、半年に一
度のイベントを開催してい
ます。

今回は、「みんなで楽しく料理しましょう」と銘打って、サポート会員とサポート会員外の一般の方、料理講師、地域生活会員の参加者で、秋晴れの爽やかな十一月五日、福岡市中央区舞鶴の「あいれふ」調理実習室での開催となりました。

メニューは、「身体にやさしい」をコンセプトに、知人の食生活改善推進員の方に提案していただきました。

三つの調理テーブルは、豆腐ハンバーグ班、がめ煮班、モズクと卵のスープ班に分かれ、各々責任を持つての調理でした。

参加者全員がエプロンをし、日頃から厨房に入られている男性の手際の良さ、入らない男性陣は手が動かざり口からの冗談、そして、料理経験豊富な女性陣に引張られ、和気あいあいとした雰囲気、速やかに手際よく進行し、時間はあっという間に過ぎました。盛り付けが終わり、いよいよ皆で会食です。そして最後のデザートは、前以って作っておいた水ようかんです。美味しい！日頃こんなに



種類を食べない。半年に一度と言わず開催してほしいなど嬉しい言葉を頂き、終了する事が出来ました。食後は、新規サポート会員と地域生活会員の素晴らしい相撲甚句・江戸甚句で和やかな中イベントを終りました。

第三回のイベントは、季節の良い春ごろを予定しています。参加ご希望の方は、NPO法人地域生活・死後事務安心サポートネットへお問い合わせください。
(連絡先)

TEL〇九二七九一一三三五

会員募集

「正会員募集要領」

① 正会員としての要件

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット（以下、「安心サポート」と略称）の設立の趣旨、目的に賛同し、かつ、この法人の事業の実施に必要な専門的知識と技能を有する者、又は、その取得に意欲を燃やし、努力を惜しまない者であることが必要ですが、その要件を満足する方なら誰でも、安心サポートの正会員になります。

なお、当法人の「設立趣意書」、「定款」その他の基本情報には当法人のホームページでご覧ください。

② 入会手続

①の入会希望者が、履歴書を添えて入会申込書を理事長に提出すれば、理事長は、この申込を理事会に付議し、その承認を得ることにあります。理事会では、正当な理由がない限り入会を拒否することができません。承認があれば、その時点で入会となります。

③ 入会金、会費

(1) 入会金 金一万円

(2) 会費 会費(年)は定額
会費と定率会費の二種類で、それぞれ次の通りです。

(ア) 定額会費 金一万円
(イ) 定率会費 正会員が受託事件に関し受け取る報酬額の二割に相当する金額。

「賛助会員募集要領」

① 賛助会員としての要件

安心サポートの設立の趣旨に賛同し、かつ、賛助会員としての義務を果たすことにより、この法人を支援しようとする方なら誰でも、安心サポートの賛助会員になります。

② 入会手続

①の入会希望者が、入会申込書を理事長に提出すれば、理事長は、この申込を理事会に付議し、その承認を得ることにあります。理事会では、正当な理由がない限り入会を拒否することができません。承認があれば、その時点で入会となります。

③ 会費

賛助会員の会費(年)は、それぞれ次の通りです。

(1) 団体 一口金一万円、何口でも可

(2) 個人 一人につき 金五千円

告知板

寄付者紹介 (敬称略)

令和元年五月以降
同年十一月末

△NPO安心サポート福岡受領分▽

筑紫野市湯町 大串 俊二

老万八千六百四十円 (二回計)

福岡市城南区 匿名希望

筑紫野市 仲山 リウ子

福岡市東区 岩田 末雄

久留米市 山内 幸弘

福岡市中央区 山本 和順

福岡市中央区 小城 恵美子

福岡市西区 匿名希望

福岡市早良区 匿名希望

福岡市早良区 九千円 (二回計)

福岡市早良区 伊藤 昌司

筑紫野市 森山 彰

東京都品川区 和久井良一

太宰府市 岩木 大治

太宰府市 拾万円

大野城市 山口 瞳

那珂川市 匿名希望

太宰府市 久保田 武則

太宰府市 参万円

筑紫野市 枚本 洋子

筑紫野市 匿名希望

春日市 隈上 軍勇

合計四十二万三千六百四十円

延べ二十一名

*NPO安心サポート熊本受領分

筑紫野市 森山 彰

拾参万円 (二回計)

新規正会員紹介 (敬称略)

令和元年八月以降加入された

新会員四名を紹介します。

(個人)

坪根 千鶴子

筑紫野市 (会社員)

藤島 恵子

福岡市東区 (主婦)

山口 謙二

大野城市 (行政書士)

西面 圭吾

宗像市 (社会保険労務士)

安心サポートネット・グループ事件処理表

令和元年度10月末日現在

	本部受託		本部会員受託		筑紫出張所受託				出張所会員受託		合計				
	本部処理		会員配分		会員処理		所処理		会員配分		会員処理				
	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	計		
第1種	遺産分割協議	0	1					1	4				1	5	6
	公正証書遺言	4	1					2	1				6	2	8
	法定後見開始申立	2	0					0	2				2	2	4
	任意後見契約の締結	1	0					4	1				5	1	6
	財産管理等契約の締結	1	0					4	1				5	1	6
	任意後見監督人選任申立	0	0					1	1				1	1	2
	相続、表示等登記	0	0	5	1			0	0				5	1	6
	遺言執行者	2	41					0	54(4)	2	4		4	99(4)	103(4)
	死後処理	0	35					2	35				2	70	72
	その他(講演等)	0	1	1				1	2	1	4		3	7	10
合計	10	79	6	1	0	0	15	101(4)	3	8	0	0	34	189(4)	223(4)

※第1種 () 書きは、取下げ等により年度途中で終了したもの。<内書き>

	就任		未就任		就任		未就任		就任		未就任		就任		未就任		計
	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任			
第2種	法定後見人受任	35(26)		6(5)				65(36)	0	7(6)			113(73)	0	113(73)		
	法定後見監督人受任												0	0	0		
	任意後見人受任	2(1)	47(12)		1(1)			7(3)	41(5)	2(1)			11(5)	87(18)	98(23)		
	任意後見監督人受任	1(1)						5(4)	0				6(5)	0	6(5)		
	財産管理等受任	14(10)	35(7)	1(1)				10(5)	35(2)				25(16)	70(9)	95(25)		
	その他	27(13)		4(4)				15(8)	2	6(2)			52(27)	2	54(27)		
合計	79(51)	82(19)	11(10)	1(1)			102(56)	78(7)	15(9)			207(126)	159(27)	366(153)			

※第2種 () 書きは中途死亡、任期満了等により終了したもの。<内書き>

平成から令和へ、新たな皇位継承に伝統と歴史の重みを感じた方は多いと思います。安心サポートも十五周年を改元時に迎えました。後期高齢者が急増するこれらに向けて、十五年の活動の実績を活かし、更に充実を目指すこととなります。記念誌の編集に関わりながら十五年の歩みはきつと勇気と力を与えるに違いないとそう感じました。

この一年の会員各位のご活動に敬意を表し、また、編集担当として多くの方にご寄稿いただきましたこと感謝申し上げます。どうぞよい新年をお迎えください。

(南新 記)

編集後記

全国に当法人の基本情報を公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
<http://anshin-net.jp/>
 eメール: 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp